

令和7年度 第1回建築審査会 議事録

1 日 時 令和7年10月28日(火) 午後3時から午後3時30分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 建築審査会側	会 長	塚 本 俊 明	委 員	天 満 類 子
	委 員	烏帽子田 彰	委 員	松 尾 洋 治
	委 員	保 志 明 子		

※ 委員5名は、Web会議システムを利用して出席した。

(2) 建築審査会事務局	幹事・課 長	永 井 修	書記・課長補佐	原 千 洋
特定行政庁側	書記・主任技師	小 坂 崇	書記・主事	鱸 拓 也
	書記・技 師	梶 村 昇 平		

4 付議案件

議案第1号 建築基準法第48条第3項に係る許可（用途制限に係る特例に係る許可）について【申請場所：東区上温品】

5 審議結果

議案第1号 同 意

6 報告事項

- (1) 「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について
- (2) 「建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可について

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

1人

9 会議資料

- (1) 議案第1号
- (2) 「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可案件報告書
- (3) 「建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 付議案件について

議案第1号

議 長 それでは、ただ今から付議案件の同意に当たって、審議を行います。

議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

特 定 行 政 庁 (別紙議案第1号により概要を説明)

(別紙議案第1号により説明)

議 長 ありがとうございます。

元々、高校であったところを埋蔵文化財センターとして利用されるということで、今、いろいろな角度でご説明いただきまして、結果として第一種中高層住居専用地域における住居の環境を害する恐れがないと認められ、法第48条第3項の規定に基づく許可の対象となるというご判断いただいたところですが、これにつきまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

議 長 いかがでしょうか。

皆様のお顔を拝見すると特に何も無いようですので、特に問題がないということでしたら、議案第1号につきましては、同意することとしたいと思います。皆様よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし。)

議 長 異議なしと判断させていただきました。ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては同意することといたします。ありがとうございます。

2 報告事項について

「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について
「建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可について

議 長 それでは、続きまして、報告事項がございます。今回は、報告事項アの「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可と、報告事項イの「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可についての2件の報告でございます。報告の対象期間は、令和6年7月から令和7年9月までの期間でございます。

これにつきまして、定例のものであるため、前回同様、資料の送付をもって報告の説明に代えさせていただきたいと思っております。

これにつきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

議 長 ないようでしたら、これもちまして、本日の建築審査会は終了いたします。ありがとうございました。